

現 場 説 明 書 [建設工事]

工 事 名	R8下水道管渠更生工事（第2工区）		
工 事 場 所	熊谷市本石一丁目、石原二丁目地内		
工 期	契約締結日から 令和9年2月26日（金） まで		
予 算 区 分	補助・単独	経費区分	合算
設計図書等公開日	公告記載のとおり		
入 札 日 時	公告記載のとおり		
入札書提出期間	公告記載のとおり		
入 札 保 証 金	公告記載のとおり		
契 約 保 証 金	公告記載のとおり		
建 退 共	建設業退職金共済証紙購入・状況報告書の提出義務	あり	
	建設業退職金共済証紙添付・実績報告書の提出義務	あり	
工 事 カ ル テ	工事カルテ受領書（写し）の提出義務		あり
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用		あり
前 払 金	熊谷市公共工事前金払事務処理要領及び熊谷市公共工事中間前金払事務処理要領の規定に基づき、前払金を支払う。		
部 分 払	0回		
契 約 書 作 成 方 法	白表紙黒文字製本		
工 事 概 要	別添仕様書のとおり		
工 事 全 般 に 伴 う 留 意 事 項	1 工事の実施について		
	①道路使用の許可は、受注者において受けること。		
	②工事に伴う仮駐車場・現場事務所等の借地および確保、その他地元との調整は、原則として受注者の責任において行うこと。		
	③工事に伴う第三者への被害は、原則として受注者負担とする。受注者の責任と認められない場合には、必ずこれを証する書類を提出しなければならない。		
	④施工計画書及び材料承諾書は、必ず工事着工前に提示すること。		
	⑤家屋等の事前調査については、監督員と協議すること。		
	⑥設計と現場状況及び施工方法等を照査し、疑義が生じた場合は、工事記録等で監督員に対し提出すること。		
	⑦埼玉県土木工事共通仕様書及び関係法令等を遵守すること。		
	⑧変更契約に関しては、「熊谷市建設工事設計変更ガイドライン(令和2年1月)」の取り扱いによる。		
	2 工事材料について		
	①特殊二次製品は品質管理を十分に行い、試験表及び納入伝票を提出すること。		
	3 交通誘導員について		
	①昼間、夜間施工の車両通行止とし、2人配置を標準とする。		
	②国道施工については交通誘導員A、市道施工については交通誘導員Bにて実施すること。		

[illegible]